

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p>(地域手当) 第5条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に <u>100分の12.05</u> を乗じて得た額とする。 (略)</p> <p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(地域手当) 第5条 常勤の役員の地域手当の額は、給料の月額に <u>100分の12</u> を乗じて得た額とする。 (略)</p> <p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間(これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (略)</p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、地域手当支給率の改定を行うための改正</p> <p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末手当の支給月数の改定を行うための改正</p>